

「年金時代の到来」から50年——時代の変貌

「福祉元年」といわれた社会保障改革が実施されたのは、ちょうど50年前の1973年であった。医療では、老人福祉法改正による老人医療費の無料化、健康保険の家族給付の5割から7割への引上げ、高額療養費制度の創設が行われ、年金では、標準年金の5万円への大幅な引上げ、過去の標準報酬の再評価・物価スライド制の導入が行われた。その2年前の71年からは期間短縮された経過的拠出制年金（10年・5年年金）の支給が始まっていたこともあって、「年金時代の到来」ともいわれた。年金の専門誌として、「月刊年金時代」（社会保険研究所）、「週刊年金実務」（社会保険実務研究所）が創刊されたのもこの年からである。

この50年を振り返り実感するのは、社会保障、なかでも年金が期待・希望を持って語られた時代から、持続可能性が問われる時代への変貌である。年金では、その境界になったのは基礎年金を導入した1985年改革。以後、支給開始年齢引上げ、被用者年金制度間の調整などを経て、2004年には保険料上限設定、基礎年金の国庫負担割合5割への段階的引上げ、マクロ経済スライドの導入が行われた。これが現在の到達点である。

拠出制国民年金は、施行準備が60年の日米安保条約改定をめぐる騒擾と重なり、保険料が再軍備の資金に充てられるなどという激しい反対運動があったこともあり、「丁寧に説明し、ご理解をいただいた上で保険料を納付していただく」という事実上の自主加入・自主納付として始まった。

しかし、その後の給付改善や拠出制年金の支給開始とともに空気が一変した。66年の「1万円年金」、69年の「2万円年金」、71年の緊急物価スライドを経て、73年には「5万円年金」が実現した。給付改善が行われ年金への関心が高まるなかで、保険料滞納による無年金者を救済するための特例納付が69年、73年、73年の3度にわたって実施された。また、サラリーマンの妻の任意加入が急増し、任意でありながら、基礎年金導入時には加入率が7～8割に達した。こうして、庶民の間で年金が身近な話題として語られるようになった。年金が不安とともに語られ、強制適用・強制徴収が当然のこととして行われる今日とは大きな違いである。

時代の変貌は、国民年金の受給開始年齢の選択状況の変化にもみられる。80年当時でみると、繰上げ受給者が約6割、65歳受給者が約4割、繰下げ受給者はほとんどいなかった。繰上げ受給には年金の所得保障機能を低下させるという問題があるのだが、78年版厚生白書が三世代同居率の高さを日本型福祉社会の「含み資産」として高く評価したように、80年当時、65歳以上高齢者の約7割が子どもと同居しており、子の扶養により生計を維持している者が多かった。また、当時は長寿の不安とともに掛捨ての不安が語られることが多かった。

それが今では、繰上げは3割弱、65歳受給が約7割に増加し、繰下げは今でも2%と少ない。この背景には、子との同居率が3割弱（約2割は未婚の子との同居で、三世代同居は1割にも達しない）へと低下するなど、子に生計を依存する者は少なくなり、年金への期待度・依存度が高まっていることがあろう。

山崎 泰彦（やまさき・やすひこ） 神奈川県立保健福祉大学名誉教授

1945年生まれ。社会保障研究所、上智大学、神奈川県立保健福祉大学を経て、2011年より現職。社会保障制度改革国民会議委員、社会保障審議会委員、社会保障制度改革推進会議委員等を歴任。著書に『社会保障・税一体改革の十年』（社会保険出版社、2021年）など。

